

Ⅰ 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.9%
全職員	78.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給与については、各地方公共団体の条例で定める給与表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	－
課長相当職	99.4%
課長補佐相当職	96.6%
係長相当職	91.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.4%
31～35年	99.6%
26～30年	90.1%
21～25年	95.8%
16～20年	104.4%
11～15年	93.3%
6～10年	102.2%
1～5年	90.7%

【説明欄】

- ・本町の給与制度において、性別を理由とする給与条の差異は無く、給料は職務の級、号給、職歴等に基づき決定している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、会計年度任用職員等が含まれており、その男女別の人数構成及び勤務時間の違いが、「全職員」の給与差異に影響している。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90.6%である。
- ・住居手当について、男性に支給している場合が多く、住居手当の受給者に占める男性の割合は72.5%である。
- ・男性の方が時間外勤務が長く、その差による一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性職員の割合は、71.8%となっている。
- ・(1)役職段階の「本庁部局長・次長相当職」は該当がないため記載なし。
- ・(1)役職段階の「係長相当職」は主幹を含む。
- ・勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	16.0%

【説明欄】

- ・「管理的地位にある職員」とは、課長相当職以上の職員をいう。
- ・部局長・次長相当職に該当する職員がいないため、本町における管理的地位にある職員は課長相当職で構成されている。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
部局長・次長相当職	—
課長相当職	16.0%
課長補佐相当職	16.7%
係長相当職	18.5%

【説明欄】

- ・部局長・次長相当職については、該当者がいないため「—」としている。
- ・本項目は、各役職段階に属する男女の職員総数に占める女性職員の割合を示したものである。
課長職：課長、局長、所長、室長及び監
課長補佐職：課長補佐、課長補佐兼係長及び課長補佐兼工事検査専門員
係長職：主幹兼係長（※組織の最小単位の長のみ対象とする。）

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

（1）常勤職員

区分	令和7年度
男性	87.5%
女性	100.0%

（2）会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	－	－	－	－
1 週間以上 2 週間未満	14.3%	－	－	－
2 週間以上 1 月以下	42.9%	－	－	－
1 月超 3 月以下	28.6%	－	－	－
3 月超 6 月以下	－	－	－	50%
6 月超 9 月以下	－	－	－	50%
9 月超12月以下	－	－	－	－
12月超24月以下	－	100%	－	－
24月超	－	－	－	－

【説明欄】

- ・常勤の男性職員については、育児休業取得者の多くが3月以下の取得となっている一方、女性職員は12月を超え24月以下の取得となっている。
- ・会計年度任用職員については、男性の育児休業取得対象者がいなかったため「－」としている。女性の取得率は100%とであり、取得期間は3月超6月以下及び6月超9月以下となっている。
- ・「－」は、対象者及び該当者がいないことを示す。